

## 島しょ地域のバリアフリー観光整備支援事業補助金【Q & A】

〔略称〕

- ・「要綱」：島しょ地域のバリアフリー観光整備支援事業補助金交付要綱

### 1. 申請について

#### 【1-1】申請の流れについて教えてください

→ 申請に必要な書類を簡易書留または電子申請システム（JGrants）にてお送りください。

郵送提出先：公益財団法人 東京観光財団 観光産業振興部 観光インフラ整備課

住 所：〒163-0915東京都新宿区西新宿二丁目3番1号 新宿モノリス15階

※様式は、すべて以下の通り電子データでも送付してください。

メールの件名を、『宿泊施設バリアフリー化支援補助金（●月●日消印提出・●●●社）』  
としたうえで、safestay@tcvb.or.jpまで送付してください。

デジタル庁が提供する電子申請システム（以下「JGrants」という。）を活用したインターネットによる申請も可能です。利用するには、法人共通認証基盤（以下「GビズID」におけるアカウント（gBizIDプライム）の取得が必要です。

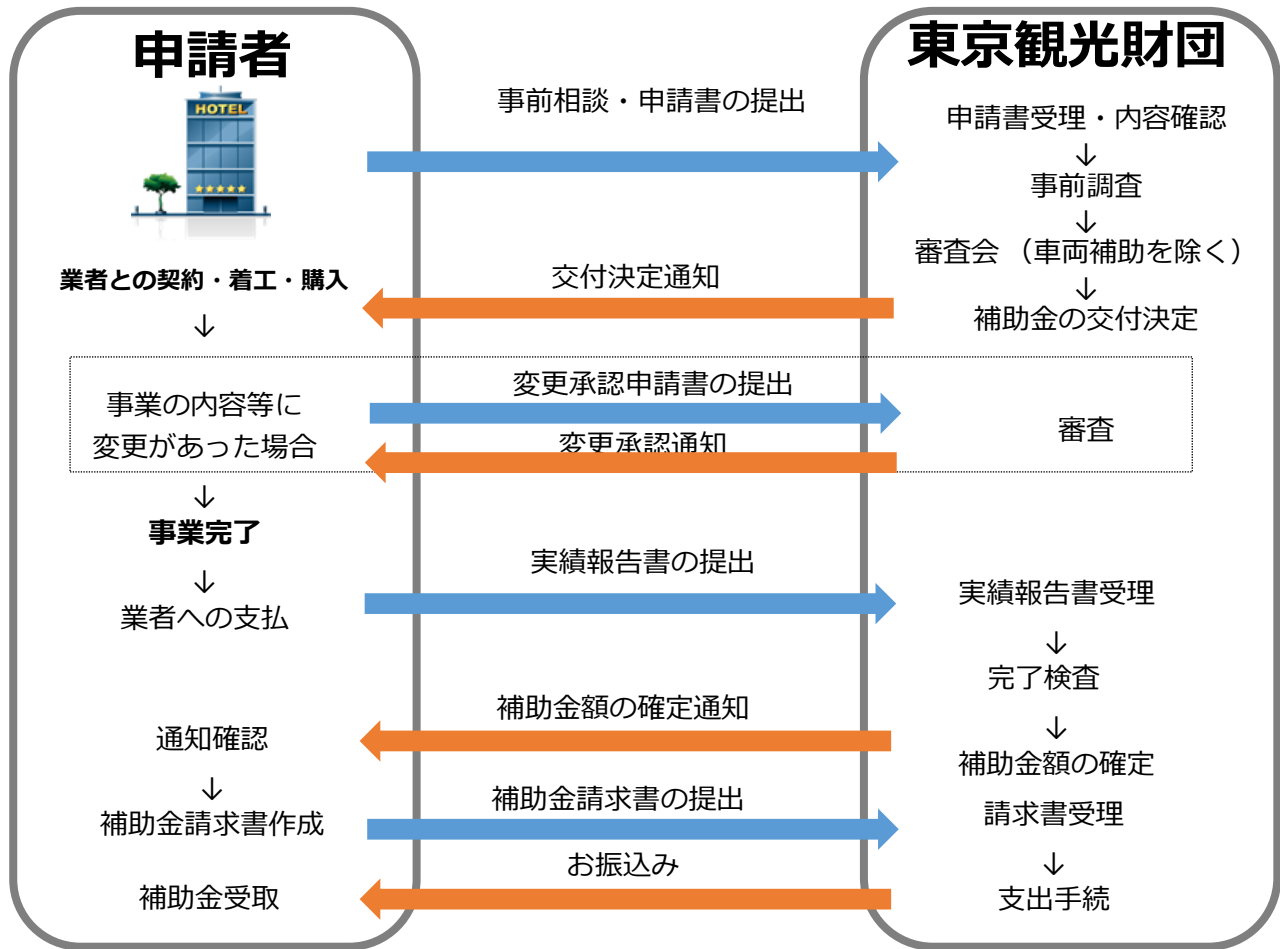
※アカウント（gBizIDプライム）の発行には、GビズID運用センターの審査があるため時間がかかります。

※JGrantsのシステム仕様上、代理人による代行申請ができません。申請代行をする場合は、郵送による申請のみとなります。

※Jグランツ上の申請URL（必ず、こちらからアクセスしてください。）

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDYOmMAP?wfid=a0XJ2000006k5WnMAI>

申請以降の流れについては、以下の図を参考にしてください。



**【1-2】 申請から交付決定までどのくらいの期間が必要か**

- 申請受理から交付決定まで、通常2～3ヶ月です。（申請受理とは、提出書類の不足、記載内容の不備がなく、審査に図れる状態を指します。）  
交付決定通知前に補助事業を開始した場合は、補助金は交付しません（実施設計を除く）。

**【1-3】 交付決定について審査基準はあるのか**

- 施設整備については、整備箇所ごとに審査基準を設けています。審査基準は「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 令和5年（2023年）10月改訂版」を準用しています。  
【東京都福祉保健局ホームページ】  
東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 令和5年（2023年）10月改訂版  
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/manual05.html>

**【1-4】 計画が変更となった場合の手続きは？（要綱第17条）**

- 事業着手後、補助事業の内容又は経費の配分等を変更しようとするときは、事前に東京観光財団宛にご相談の上、変更承認申請書を提出し、東京観光財団理事長の承認を受けてください。  
なお、当初の交付決定額の上限を超える変更は認められません。

**【1-5】 「補助事業の成果を発表しなければならない」とは何か（要綱第33、62条）**

- 本補助金を活用し、施設整備等を行った施設は、自社ホームページ等（自社が所有する媒体が無い場合には観光協会HPやパンフレット、OTAサイト等、旅行者が閲覧できる媒体でも可）にて施設のバリアフリー情報を発信してください。

**【1-6】 実績報告時の必要書類は何か（要綱第21条）**

- 実績報告書（第8号様式）のほか、以下の書類のご提出が必要です。  
契約書、請書、発注書等に準ずる書類の写し※  
施工業者からの請求書の写し※  
経費内訳が分かる書類の写し※  
銀行振込受領書又は契約先発行の領収書の写し※  
補助事業の成果物各種（完了書、納品書、改修前後の写真等）  
施設のバリアフリー情報を発信していることがわかるもの  
※の書類は、原則として写しを提出していただき、完了検査時に原本を確認します。

**【1-7】 建築確認済証（写し）、建築検査済証（写し）がない場合はどうしたらよいか**

- 原則として建築確認申請及び検査済証は必要となります。  
ただし、建築確認済証及び建築検査済証の手続きをしていない場合には、ご相談ください。

**【1-8】 施設利用者が限定的である施設は補助対象となるか**

- 原則として施設利用者が限定的である施設は補助対象となりません。  
例：社員限定の保養所、会員制ホテル等

## 2. 補助対象者・補助対象経費（施設整備）

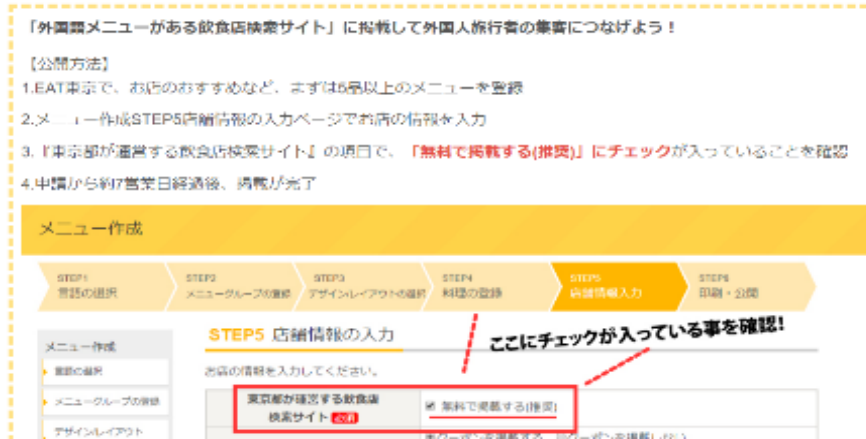
**【2-1】 「第5条から第7条に定める施設等を運営する…」とは具体的に誰か（要綱第3条）**

- 運営する者とは、営業許可書の許可を受けている者かを問わず、補助対象施設を経営（所有）している者（法人・個人）を指します。

**【2-2】 <飲食店>「EAT 東京」の「外国語メニューがある飲食店検索サイト」とは何か  
また、いつまでに掲載されていればよいのか（要綱第5条）**

- 東京都内の、外国語メニューがある飲食店を検索できるWebサイトです。  
申請時点で掲載済みであることが必要です。  
（参考）多言語メニュー作成支援ウェブサイト  
<https://www.menu-tokyo.jp/menu/>

※メニュー作成画面の「検索サイトに掲載する」にチェック✓を入れてください。



**【2-3】 <小売店>常設の販売所を設け・・・とあるが、冬季期間はクローズしている。  
補助対象となるか（要綱第6条）**

- クローズ期間以外において、専ら地域の土産を販売していれば補助対象となります。  
例：夏季以外は観光客が少ないので営業していない→補助対象  
夏季以外は島内住人のための物品の販売をしている→補助対象外

**【2-4】 対象施設が自宅と兼ねている場合の考え方**

- 自宅までの経路と重複する部分は補助対象外とします。  
上記の場合も、入り口の段差や有効開口幅等がバリアフリー化されていることは必要です。  
そのうえで、店内の段差解消・バリアフリースイレ（車椅子利用者用便房）  
整備等を補助対象とします。

**【2-5】 居抜き物件を施設整備し、新規開業する場合は補助対象になるか**

- 補助対象となります。  
ただし、新築や、用途変更を伴う場合は対象となりませんのでご注意ください。

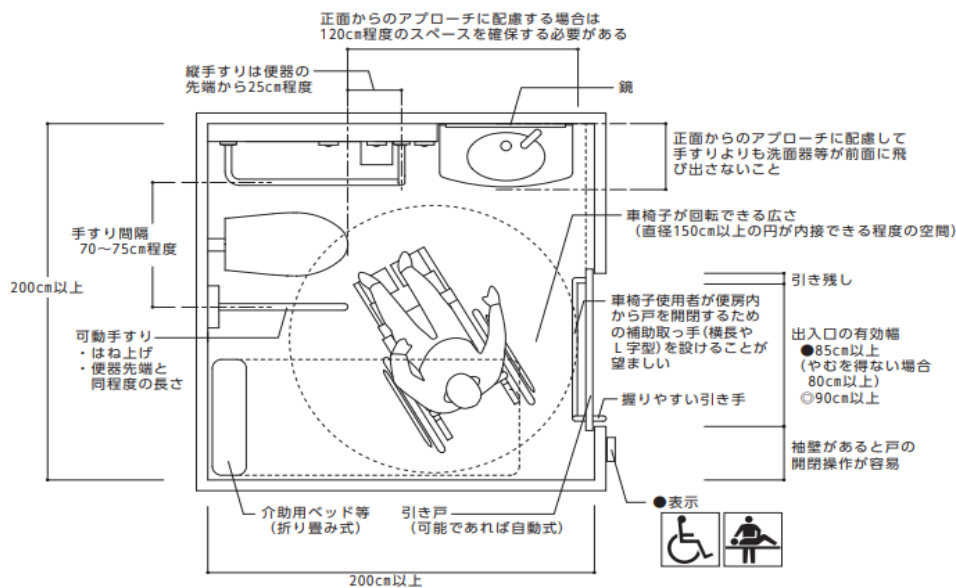
**【2-6】 畳をフローリングに張り替えたいが補助対象となるか**

- 車椅子利用者用便房を設置する場合、その経路上の範囲であれば、床の張替えも補助対象に含まれます。

## 【2-7】 どのようなトイレを整備することが補助対象となるのか

- 車椅子使用者用便房の整備が対象です。  
下図を参考にしてください。

【図8.2】 車椅子使用者用便房の例（内法200cm×200cm以上の場合）



## 【2-8】 「常設の販売所を設け旅行者に対して専ら地域の土産を販売している店舗」とは

- 売り場面積の約9割において、地域の土産物を陳列していることを指します。

## 3. 補助対象者・補助対象経費（バリアフリー車両の導入）

### 【3-1】 宿泊施設が所有する送迎車も対象か

- バリアフリー化された客室及び経路を有する施設を運営する事業者であれば申請可能です。バリアフリー化された客室及び経路とは、車椅子利用者が車椅子のまま過ごせる客室及び、その客室まで段差のない経路が整備されていることが必要です。申請時には上記の内容が確認できる、施設の図面も提出いただく場合があります。

### 【3-2】 既存車両にスロープやリフトを取り付ける場合、どこかに届け出は必要か。

- 改造自動車に該当する場合、届け出が必要となります。詳細は自動車製造業者（メーカー）にお問い合わせください。

### 【3-3】 中古車を購入してスロープやリフトを取りつける場合、補助の対象になるのか

- スロープやリフトの取り付け費用は補助対象となります。中古車の購入費用自体は対象外ですのでご注意ください。

### 【3-4】 車両を整備するにあたり、準拠する省令等はあるか

- 福祉タクシー車両の場合は、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年12月15日国土交通省令第111号）に定める基準を満たす必要があります。